

## 土採取業者の業務を行う役員の変更について

産業振興課あてに以下1.～4.の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届出書等の写しも提出してください)。

なお、後日通知文書を簡易書留にて送付しますので、以下5.～6.も提出をお願いします。

### 【提出書類】

- |                                                             |    |
|-------------------------------------------------------------|----|
| 1. 登録事項変更届出書                                                | 1部 |
| 2. 誓約書(事業者名で提出)                                             | 1部 |
| 3. 登録事項証明書(コピー不可)                                           | 1部 |
| (注) 変更のあった役員の就任日、退任日が確認できるものが必要です。<br>閉鎖登録事項証明書が必要な場合があります。 |    |
| 4. 新たに役員になった者の住民票(コピー不可)                                    | 1部 |

5. 490円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

6. 10円切手18枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

7. 登録事項証明書、住民票は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

### 【作成方法】

1. 登録事項変更届出書

(1) 「1 変更事項の内容」の「従前の内容」には、登録されている業務を行う役員全ての氏名を記載する。「変更後の内容」には、当該変更後の業務を行う役員全ての氏名を記載する。

(2) 「2 変更の年月日」には、「〇〇年〇〇月〇〇日 ×× ××の取締役就任」等のように記載する。

2. 誓約書(事業者名で提出)

「千葉県土採取条例第2条の5第1項第1号から第～号までに・・・」の「～」に「7」と記入する。

~~~~~

《参考：千葉県土採取条例》

#### 第2条の5

- 1 この条例の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

- 2 第2条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 第2条の2の登録を受けた者（以下「土採取業者」という。）であつて法人であるものが第2条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその土採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 4 千葉県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- 5 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの
- 6 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第1号から第4号までに該当しないものを現場責任者として置いていない者
  - イ 第2条の13の現場責任者試験に合格した者
  - ロ 土の採取に伴う災害の防止に関し、イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であつて、規則で定めるもの
- 7 暴力団員等がその事業活動を支配する者

~~~~~

記入方法等に不明な点がございましたら、電話等でお問い合わせください。  
申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555